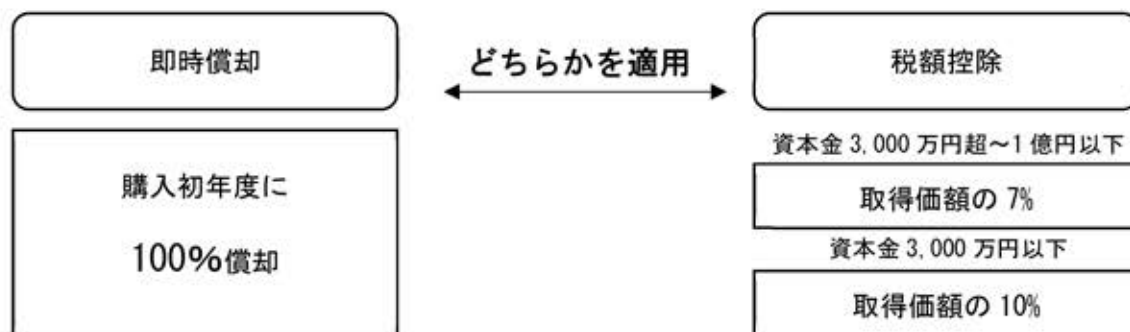


## I 中小企業経営強化税制の活用



「中小企業経営強化税制」とは、中小企業の設備投資による企業力の強化や生産性の向上を後押しする制度で、普及させるために法人税等の特例措置として新規取得した設備について即時償却（取得した期に全額費用計上）または一定の税額控除の選択適用をすることができます。

中小企業経営強化税制は、原則経営力向上計画を減価償却資産の取得前に認定を受ける必要がありますので、中小企業経営強化税制の適用を検討される方はスケジュールを意識する必要があります。

## II 「パーソナルエネルギー・ポータブル」への投資による効果

「パーソナルエネルギー・ポータブル」を取得した場合には、その取得価額は原則としては各期に減価償却費として費用計上されます。

しかし、経営力向上計画を原則として資産取得前に提出し認定を受けると、上記 I の中小企業経営強化税制の適用を受けることができ、取得した期に全額費用計上することができ利益を圧縮又は税額控除により納税額を削減することができます。

※中小企業経営強化税制の適用有無については会社規模などにより適用できない場合がございますので、事前にお近くの税務署や担当税理士にお問い合わせください。

### 参考 減価償却資産について

事業の用に供される固定資産は、建物、構築物、機械装置、船舶、工具器具備品、車両及び運搬具などがあり、このような減価償却資産は税法上、資産を取得するために支出した金額は、その取得した期に費用計上されるのではなく、一定の方法によって資産の耐用年数に割り振られ、その割り振られた各期に減価償却費として費用計上されます。